

食事サービス提供契約書

ケアパートナー株式会社（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、サービス付き高齢者向け住宅「エルダーガーデン南つくし野、所在地：東京都町田市南つくし野2-8-1」における食事サービス提供に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は、本契約に基づき、乙に対し住宅での食事サービスを提供する。

第2条 食事利用サービス料金（以下「サービス料金」という。）は次のとおりとする。

朝食＝324円、昼食＝825円、夕食＝648円（税込み）

※朝食・夕食については軽減税率適用。

第3条 甲が食事サービス提供していく中で、消費者物価指数、雇用情勢、その他経済事情等の変動によりサービス料金が不相応になった場合は、甲乙協議のうえ、サービス料金を改定することができるものとする。また、消費税等の改正、あるいは新たな課税等が課せられた場合、当然にサービス料金は改正されるものとする。

第4条 食事提供場所は、ユーティリティーとし、提供時間帯は次のとおりとする。

朝食＝7:30～8:30 昼食＝12時～13時 夕食＝17時～18時

第5条 食事のキャンセルは、朝食、昼食、夕食全てにおいて3日前の17時までに、住宅のスタッフに申し出るものとし、それ以降のキャンセルは第2条のサービス料金を甲に支払うものとする。

第6条 甲が提供する食事は、原則乙の居室で喫食するものとする。

第7条 食事利用代金は、甲が、翌月15日迄に乙に明細を付した請求書を持参又は送付し、乙は振込又は銀行（ゆうちょ銀行も含む。）口座から自動引落にて甲へお支払いいただきます（引落手数料無料）。

※銀行口座から自動引落にてお支払いいただく場合、ご指定の金融機関の口座から甲が指定する日（同日が土日祝祭日の場合、翌営業日）に引落します。手続きの関係上、自動引落の申し込みをいただいた後、場合により1～3ヶ月間引き落とし出来ない場合があります。その場合、その月の25日までに指定口座へお振込みいただきます。（手数料はお客様負担となります。）

第8条 本契約の有効期間は、入居日より1年間とし、期間満了の日の6ヶ月前までに甲乙双方から何らの申し出がない場合、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずるものとする。但し、事由の如何と問わず「エルダーガーデン南つくし野」の賃貸借契約が終了した場合は、本契約も同時に終了するものとする。

第9条 甲は、乙が甲に支払うべき食事サービス利用料を2ヶ月以上滞納した場合、本

契約を解除することができるものとする。

第 10 条 甲及びその従業者は、食事サービスを提供するうえで知り得た乙とその家族等に関する情報を第三者に漏らさないものとし、この守秘義務は本契約終了後も同様に継続するものとする。但し、甲が諸事情により必要と判断する場合は、乙の同意を得た上で情報を公開するものとします。

第 11 条 甲及び乙は、本契約に違反し、相手側に損害を与えた場合は、賠償請求の責を負うものとします。但し、善良なる管理下において発生した損害については、その賠償について甲乙協議を行うものとします。

第 12 条 本契約に定められていない事項に関しては、必要ある度毎に甲、乙相協議して、これを決定する。

第 13 条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じた時は、甲の本店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第 1 審の付加的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、甲、乙記名押印のうえ、本書 2 通を作成し、甲、乙はその 1 通をそれぞれ保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 東京都品川区南大井 6 丁目 20 番 14 号
氏名 ケアパートナー株式会社
代表取締役 白井 孝和 印

(乙) 住所

氏名 印